

問題行動及びいじめ発生時における学校の対応

熊本市立川上小学校 生徒指導部

○ 問題行動における対応

共通理解・共通実践を柱としてチームで事に当たる。

- 事例を重視しながら、問題行動を起こす以前の兆候を見逃さず、児童の心を開き、人格を尊重しながら対応を進める。
- 素質、能力、適正、家庭環境などを総合的に考慮して対応の方針を立て、計画的、継続的に、個に応じた対応を進める。

○ いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (イ) いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いた上で早急に対応する。
- (ウ) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (エ) 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、速やかに管理職等への報告・連絡・相談を徹底させる。

② いじめの事実確認と報告

- (ア) いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- (イ) 児童や保護者等への対応は、必ず複数の教職員で行い、正確な事実把握と誠実な対応に努める。
- (ウ) 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- (エ) いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- (ア) いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- (イ) いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (ウ) 状況に応じて、SSWやスクールカウンセラー等の専門家の協力を得る。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを止めることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。また、どの職員に相談してよいことを常々伝えておく。
- (イ) はやしたてたり、黙って見ていたりする行為は、加担する行為と同等であることを理解できるように働きかける。

- (ウ)学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- (エ)いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- (オ)豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム（グループエンカウンター・アサーショントレーニング・ソーシャルスキルトレーニング）を教育活動に取り入れる。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
 - (ア)パスワード付きサイトやSNS等を利用したいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者へ情報提供し、共通認識の構築に取り組む。
 - (イ)ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除を要請する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
 - (ウ)学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。
 - (エ)インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め授業等に生かす。

○ 生徒指導体制

